

名譽教授吉永榮助略歴

明治四五年

三月一三日 本所（今の江東区）押上町に平三郎・さくの長男として生れる。出生と同時に肺炎（早生児肺炎？）に罹り、死生の境を彷徨したため、出生届が遅れる。どうやら頻死を脱して届出をする時には実際の生年月日では罰を受けるので、戸籍にはこれを三月二〇日とした。もし普通に生れば、恐らくは、四月以降の生年月日となろう。この時の運命が生涯つきまとう。

大正七年

四月 業平尋常小学校に入学。第一回の入学生である。二年のときは知能未成熟のためか、成績は上らなかった（通信簿の最初は甲一、残り全部乙）。学年の進むにつれて成績は向上した。同期生の中に往年の名女優竹下千恵子（旧姓能登谷）さんがいた。附近に当時の東京帝国大学法科大学穂積重遠博士の創設した柳島セツルメント（白い縦の抗型看板）があり、文字通り陋屋、貧民窟（ハレムに近い）の子弟が粗に多かった。また、紡績工場の女工の花見パレードも何回か見物した。後年の「女工哀史」（細井和喜蔵著）を読むきっかけでもある。

大正一二年

九月一日 関東大震災にあう。新築して八月三十一日にすべての支払を済ませた店舗家屋財産全部烏有に帰した。父の落胆今でも浮ぶ。バラック住いから再出発する。

大正一三年

四月 東京府立第七中学校に入学。三回生である。習った先生の中には後年の土屋隼元大使（フィリピン、ギリシャ）、五味保義（アララギ派歌人）久保寺逸彦（故人、学芸大学教授、アイヌ語の大家）を始めとし、逸材が多かった。竜胆寺雄の岳父安塚千春先生にも習った。同期には俳優加藤大介（徳之助）がいた。中学時代より英語に興味をもった。

昭和四年

四月

東京商科大学予科入学。前年度(四年の時)は父の病氣のため、受験できなかった。予科を選んだのは商家育ちと親友宮川藤吉(故人、検事)が一足先きに入った旧制一高に失望したためである。予科時代は社会学、数学史(数学は得意とは云えなかった)、哲学及び語学を好んだ。(第二外国語はドイツ語であったが、別にフランス語、エスペラント、ラテン語の独習も始めた)本多謙三先生(故人)のデルタイ読書会にも参加したが、二、三回で先生病氣のため中断。この頃からの哲学に対する関心は今でも続く。社会学は高田保馬とギッディングを読む。なお、村松祐次博士(故人)は二年先輩でポートの選手勧誘に来、一年のときよりその風貌を覚える。

昭和六年

秋

籠城事件。この年の五月に慢性盲腸炎を東大青山外科で手術したが、経過ははかばかしくなく、臥床と転地療養中であつたため、籠城に参加できなかった。この時のデモの第一線に立ったのは私のクラス(一水会)で、アルバムの写真に多く出ているのはこの面々である。教授・学生一丸となった運動が効を奏して予科・専門部廃止は取止めとなる。病氣中であつたが、強い関心をもって見守つた。もしこの時に予科・専門部が廃止されていたならば、辛酉事件以来かちとつた本学の伝統はあえなく終つていたのであろう。この瀬戸際に立たされたことが、今日でも本学の学問的伝統を人一倍強く主張する原因であらう。また、これが一橋法学の発展を願う底意でもある。

予科時代に多くの生涯の親友を得たことが最も幸せであり、ここに一々枚挙にいとまがない。皆、母校愛の頗る強い者ばかりで、この期に及んで、私が彼らの期待に十分そい得なかった腑甲斐なさを今更ながら痛感する。

昭和七年

四月

本科進学。前年の籠城事件のため、学期末試験が一二月に延び、通院中の身で漸くにして受験できた。本科一年のプロゼミはどこにも所属しなかった。突然九月に大平善悟助手(当時)の紹介で岩田新先生に面接し、直に司法科試験を受けるように勧告された。岩田ゼミへの参加も特別に許された。又法律研究会において、高文受験志望者と一緒に高文の過去の問題の答案作成と討議に励む。特に田上穰治助手(当時)の指導ぶりは誠に懇切熱心であつた。

昭和九年

一二月

司法試験合格。学生時代に牧野英一先生を始め、東京商科大学の法学関係の教授・講師の先生方(中村進午、孫田、本間、田中、菊井)の知遇を得た。(面識を得なかったが美濃部、寛爾先生にも度々面接する)法学志望者の数が少なかつたので、直接面談する機会が多かつたためである。今でもその学恩の有難さは身に沁みる。

昭和一〇年

七月 卒業論文を加筆した「不可抗力の研究」が助手論文として通過（卒業論文の代わりに図書館に寄贈）。審査員は本間喜一、孫田秀春、田中誠二の諸先生であった。しかし、将来の身分は保証されず、任期は二年。

九月 居を小岩に構える。現在地より少し駅よりであった。間もなく白票事件が起った。板挟みになり、この時の苦惱甚しかった。

昭和十一年

白票事件の渦中の人岩田新先生東京商科大学教授を退官され、四月より中央大学教授に転ずる。中央大学の研究室で執筆された遅延利息論の資料の手伝を多少したため序文に私の名が記されている。なおこれより先に先生の「民法総則概論」の校正も受持った。

昭和十二年

夏 ある日、高田寺の米谷隆三博士（故人）宅を訪れた。岩田新先生並びにその下の某助教授と大猿ただならざる関係にあったが、この岩田新先生の置き去りにした私を後輩として一応迎え入れたが、全く意外にも初めと打って交って段々と親身になって将来を案じてくれた。不思議と魅力ある人であった。

昭和十三年

三月末

助手より予科並びに附属専門部講師となる。予科では仏語原書講読と法学通論、専門部は独語を受持つ。この年に故町田実秀博士の豪邸に鐘詰にされてローマ法とラテン語の猛勉強をした。そして一時神経衰弱にかかり、帰宅を許される程であった。その成果が「羅馬法関係羅句語試訳抄」である。その頃のローマ法の基本文献を殆ど手元に集めた。これにより、私は必ずといってよい位、ローマ法まで研究を遡らせる西欧法学の論文を幾分なりとも理解を深めることができた。老後の楽しみの一つはもう一度ローマ法を読み、できれば好事家と一緒に読書会を開くことである。現在でも専攻に多少関係あれば、ローマ法関係の書物を購入している。町田邸に滞在中、親類の北村五良博士に紹介された。その当時は眼先炯炯として披歴された広い学識に心をたれた。今でも、学会などで関西出張の際には必ずといってよい程、先生の声咳に接する。

この頃から準戦時体制が更に進み、国家統制（官僚介入）が強化された。商工省事務官の経験のある故米谷隆三博士と共に一橋人の経済官僚進出を呼びかけ、高文受験を奨励し、指導をする。

昭和十四年

六月

田中誠二先生の下で商法の助手として再採用され、やっとの事で地位が定まる。田中先生の「商法学の近時の傾向と商大法学の地位」についての講演（兼松講堂）と論文（一橋論叢一卷五号）に鼓舞された学生が一躍多数ゼミに参加、ここで先生により、学生の面前で法学思考を鍛えられた。爾来今に至る迄研究会において教示を受けてきている。この貴重な体験は後輩に残したい。

この年の一月一三日、日本経済法学会が創立。一橋講堂で初めて大会が開かれ、私は幹事として下働きした。この学会は日本における全国的な法学関係の学会の鎗矢である。これは米谷・常盤両教授の精力的な活動による。理事長には米谷教授が選ばれた。これにより初めて各大学の知名な学者が一堂に会し、相互に接する機会をもち、学問交流を進めた。特に、私の如き若輩にとってはこの上なき学習場でもあったし、この時以来交誼を受けている方々が多い。この学会は終戦後は開催されず、他の学会より遙かに遅れて、新たに創設された経済法学会（昭和二十六年五月四日、一橋講堂で創立）によって置き代えられた。

昭和十五年

二月

東京商科大学助教。この年に商法特殊講義を担当、運送法を講じた（ジョスランの書物が底本）。また専門部の商法も同時に講義した。そして一二月に田中誠二先生病氣のため学部学生会社法を代講する。従って、一六年三月卒業の人から私の講義の一部を聴いている。誠に未熟のものであったが若さを駆して一生懸命努めたつもりである。また四月からゼミナールを開いたが、田中・吉永ゼミ合同し、事実上、私が指導した時間が多かった。この年に初めて大東文化学院の商法講師となる（中山伊知郎先生の推薦）。三、四年続いた（記録がない）。

阿久津謙二次女智恵子と結婚。

昭和十六年

四月

会社法の講義を担当、以来田中先生と輪番に講義する。私が停年に至るまで最も講義回数が多いのはこの会社法である。教科書は最後迄田中先生の書物を使った。

昭和十七年

日本出版会の嘱託。図書の推薦と良書への紙の割当の仕事であった。商法関係では松田二郎「株式会社の基礎理論」の推薦案文を草したが、取上げられなかった（この嘱託は終戦による自然解消となった）。

日本経済法学会の九州大学における秋の大会終了後、雲仙旅行の途中、西原寛一博士に偶然逢い、熊本まで同行し

た。同博士との縁が深くなる。大蔵省稅務講習會の嘱託(商法)。

昭和一八年

六月 父死亡。教授會の歸りに病院に寄つたので臨終に間に合つた。病因は胃がんであつた。

一〇月 長女美枝子出生。

昭和一九年

夏 滿洲国に出張。初めての外地旅行である。親友石川隆君(現佐方姓)の世話になる。ハルビンで白系露人の生活を

觀察し、西歐人(アリアン族)の生活のリズムにふれ、日本人のそれと相違することを直觀した。更に牡丹江を経てソ満國境の八面通に至り、入營中の義弟日鼻作郎(昭和一六年三月本學卒)に面會、この隊の松岡副官(昭和五年卒)の格別の取り計らいを受けて外泊も許された。松岡氏は沖繩で戦死された。

昭和二〇年

三月 妻の母の実家栃木の飯島家に疎開。

五月 勤勞動員援農學徒の監督のため、北海道北見市郊外の相ノ内村に出張。農民の生活を具さに見る。

八月一五日 相ノ内村で終戦を迎える。

九月初旬 艱難苦澁を重ねて漸く栃木に歸る。小岩宅は無事で、一月に疎開先から歸る。書物は殆ど散逸しないで済む。それでも私にとっての貴重書を若干失つた。これより、インフレと食糧難が続いた。

昭和二十一年

戦地よりゼミ學生が統々復員。昭和一九年の仮卒業の諸君は復員しても学籍なく、その人達の就職に苦勞した。しかし何よりも無事を喜んだ。乏しいながらもゼミ生活はまた楽しかった。

昭和二十二年

五月 長男雅哉出生。初めよりひ弱であつた。この頃、肺をわずらう。戦時中、太刀川學生部長(當時)の紹介で慈恵医

大の桶口助弘博士のレントゲン診断では全くの異常がなかつたが、戦後の無理による過勞と榮養不足による。

夏 九州唐津海岸で保養。篤志家の好意による。この時、酔余の結果駄弁つた株仙予想が見事に適中したため、この篤

志家は巨利を博したという。又当時唐津で九大の教授達の夏期講習會があり、そこで、旧知の菊池・舟橋兩教授に會う。八月 ジェーン台風により粟橋堤防が決潰し、その濁流が押寄せ床上浸水した。ゼミの卒業生の多数は胸まで浸って必需

品をもって見舞ってくれた。この時こそ感激したことはない。

一月 高等通信講習所（国立所在）の嘱託となり、保険科に商法を講義する。四、五年続ける。又、相前後して、東京鉄道教習所の嘱託となり、松戸（五香）と池袋に商法と民法の講義に出向く。始め一時間拾五円という辞令を貰い、某教授に示したら、それは百五十拾円の間違いであろうという笑話もあった。現在も中央鉄道学園にて引続き商法を講義する。

昭和二十三年

春

意を決して青柳東作博士（当時、松翁会病院長）の氣胸療法を受ける。幸にも効を奏す。依然として安静生活が主であった。その頃開発されたばかりの高価な結核特效薬を三菱化成工業の白水斉、鈴木斐雄兩氏の好意により贈られた。

昭和二十四年

五月

長男雅哉肺炎とはしかの併発により死亡。暗い日日であった。しかし、その頃、私の病氣は峠を越した。

新制大学への移行の結果、その一学部として法学・社会学部が設けられた。法学部の陣容整備に参画。法学部のあり方について、当時の法学関係者の間で本学の伝統を更に法学部門に積極的に発展させる学部でなければならぬことには異存はなかったが、東大系第二法学部に墮する危険を云々にする声も本学出身者の間で強かった。

昭和二十五年

四月

東京商科大学一橋大学教授となる。この月に次男恵一出生。

昭和二十六年

四月

一橋大学法学部教授に配置換。よその大学より配置換できた人に性格的に本学が歴史的に守り抜いた伝統を無視する言動あり、このことは却って私をしてその後不断に一橋の伝統を沈思熟考させる。

昭和二十七年

七月、九月

新潟大学人文学部で商法を集中講義する。地方大学での初めての集中講義である。野崎富作教授（現富山大学）の懇請による。この時、予科同クラスの覚張君（故人）の歓待を受けた。

この年 日本無尽株式会社が相互銀行法により日本相互銀行に組織変えに際し、板垣与一博士の企画で行員研修に手形法・小切手法を講義した。この講義は如水書房から刊行した（『手形・小切手法講話』）。如水書房は一橋大学関係の出版社として創立されこの資金調達のため奔走したが、経営に蹉跌をみ、姿を消した。

昭和二十八年

四月 大学院法学研究科の講義を担当。経済法の基礎理論を経済政策説の立場において講義した。新制大学院の性格がわからず、自分の研究成果の発表を強いられていた感があった。

昭和二九年

七月

この頃より家屋を改築し、初めて書齋らしきものを作った。これから仕事に油が乗る。

中央労働基準審議会委員になる。これより労働行政に長く関係する。

昭和三〇年

九月

次女愛子出生。

一〇月

中央労働基準審議会委員に再任(任期は一年)。兼子一委員(故人)に初めて接した。

昭和三一年

母さく死亡。がんの疑が濃い。

昭和三三年

三月

港湾労働審議会委員を委嘱された。

以後停年の時に至るまで港湾労働行政に関係する。この経歴と前述の労働基準審議会委員の経験とにより、労働問題の解決は単に労働法の理論のみによつたのでは不可能であることを悟る。また石井照久会長の見識の広さに敬服する。

七月

富山大学へ商法の集中講義に出向く。

昭和三四年

一月

一橋大学評議員(三五年一月 外国出張のため併任解除)

昭和三五年

五月

公認会計士審査会会試験委員(九月に併任解除)

十一月

港湾労働事情調査と経済法ならびに海商法、港湾労働法研究のため海外出張の辞令を受けた。一二月四日に神戸で

乗船(日本郵船隅田丸)、台風の余波を受けて船酔がひどかった。香港に寄る。シンガポールにて三井船舶明石山丸に乗換え、ボンベイ、ペナンを経て、スーダンにて正月を迎える。

昭和三六年

一月

スエズより陸路カイロを経てアレキサンドリアで乗船、一月一四日イタリアのメッシナに上陸、これより、ヨーロッパ

ッパの主要港を見聞調査しながら各地を遊学する。いたる所で先輩・友人・ゼミ卒業生の温き高配を受け感謝する。一々氏名を列記できない程である。

イタリヤではIRIとENIの資料を集めた。洋行中観察した港湾二六港、この社会組織を通して、アジアとヨーロッパの相違、更にヨーロッパ各地域社会の差異に気づく。

ボンでは同期の小坂善太郎外務大臣夫妻を迎えた。こちらは放浪学徒で、身軽さを味う。ヨーロッパ社会を蟻の如く地をはい、更にアメリカの南部とメキシコを訪れて帰朝。この体験はこれからの私の学問にとり決定的重要をもつ。

一月一日 九州大学より法学博士(旧制)の学位を授かる。これは、外遊出立の直前、故菊池勇夫博士の勧めにより提出した学位論文「経済法学の基礎理論」により与えられたものである。(拙著『経済法学の基礎理論』第一巻の序言、参照)。

昭和三七年

九月 東北大学に出張し、集中講義する。服部栄三博士を始め、多くの若い学者と歓談の機会をもった。この頃、港湾労働等対策審議会委員(石井照久会長)となり、港湾労働の実態調査に乗出す。港湾社会の人間関係の特殊性を実感する。幸に、洋行中世界の主要港を見学した経験をいかして、その近代化が何であるかの方向を見つめることができた(拙稿「港湾労働法の成立から現在まで」参照)。

昭和三八年

四月 ストレスのためか、胃痛が年を追うて昂まり、倦怠もひどく、胃がんの心配も加わる。遂に、築地の国立がんセンターの久留勝博士(当時病院院長後、総長故人)の診断を受け、更にレントゲン撮影したが、この時は未だ患部は不明。以後、年二回定期健康診断を続ける。

九月

港湾労働を実態調査した小委員会報告を石井会長に提出。この仕事を通して現在の行政組織、機構及び運営の末端の課題を分析し、その解決についての貴重な知識を得た。この一部は日本海法学会の大会(第一四回、昭和三九年)で発表した(「企業法から見たわが国の港湾荷役」ただし、未公刊)。コンテナ化した現時誠に今昔の感がする。

昭和三九年

一〇月 公認会計士審査会試験委員を委嘱された。これは計理士に公認会計士の資格を与える特例試験の委員で、引続き、昭和四二年まで再任された。

昭和四〇年

一二月
昭和四一年

岳父阿久津謙二死亡。バチエラー・オブ・ローズ（ミネソタ）であった。

七月

再び富山大学に集中講義に出張。

一二月

この頃より精神を緊張させて仕事をすると、胃部の変調を益々感ずる。がんセンターに入院、がんを想像し、暗胆たる中に諦観する。入院後、患部の潰瘍が縮少し、暮れに退院。

昭和四二年

この頃、学園の内外も騒々しくなる。外国法講座人事に対して重大決意をした。

昭和四三年

八月

公認会計士審査会委員を委嘱され、現在に及ぶ。この頃、仕事の量を減らし、体調を緩減したが、胃炎悪化し、遂に、一二月再度がんセンターに入院し、一二月二日に手術。胃潰瘍であったが、がんに移行する惧れもあった。

一二月

主治医久留総長に懇願し、年末漸く押し迫って退院。この間も学生有志の献血及びゼミナール卒業生有志の見舞と温情に感動。静養しながらも外国書の耽読に最も多くの時間を費す。

昭和四五年

五月

再び評議員となる（任期四六年三月三日まで）。任期中、静養中の無気力になり勝ちの身を押し、夜遅くまで会議に列席した。私としては応分の勤めをしたつもりである。

八月

飯野利夫前教授（現中央大学教授）と共に、商事法務研究会の企画の下に、商法と会計学との交錯領域の総合的研究会を若き学者とともに開始する。一橋同人ならではと思入ること屢々である。（その成果が『会社の計算』上・下である）。

昭和四六年

評議員併任解除後、停年を間近かに控え、一層他を顧みず、研究に精進する。

昭和四七年

苦斗の研究の結果、この頃、自分なりの継受・比較的方法の構想がどうやら纏まりつつあった。予科時代より学問の方法論に興味をもってから約四〇年にしてやっと到達した道である。

昭和四八年

四月 最後の法学通論を前期で受持つ、前述の継受・比較的方法を体して、われながら、いささか熟っぽい講義であった。昭和十三年の処女講義をふりかえり、学問研究過程の段階とその熟成の遅々たるを身をもって経験する。少年易老学難成、また自矜者不長。

昭和四九年

四月

教授として掉尾の会社法と経済法の講義をもつ。遂に著書もならず、自ら不完全履行より履行遅滞の責を選ぶ(「経済法学の基礎理論」序言参照)。

昭和五〇年

二月四日

最終講義を処女講義と同じ本館二一番教室で行う。相憎の天候であり、仰仰しい予告ビラが貼られてないにも拘らず多数の学生と、遠路から馳せ参じた卒業生諸君が熱心に聴講してくれた。

四月一日

退職。引続き非常勤講師として一年間会社法の講義をする。
現在、専修大学法学部の専任教授である。(主として大学院の商法、経済法、演習を担当)

右の年譜には一々書かなかつたが、学会関係では、経済法学会、日本私法学会、財団法人日本海法会、日本海法学会、日本空法学会、工業所有権法学会、公益事業学会の理事、または監事に選ばれたし、または選ばれている。

また一橋大学以外では、年譜中に記した大東文化(大学)の他、青山学院(大学)、中央大学、東洋大学、都立大学、東京外国語大学、千葉商科大学、明治大学、日本大学、東京商科短期大学、東京商船大学、共立女子大学等で商法・経済法の講義をしたことがある。どの大学にもそれぞれの伝統学風があり、体感する。

正確な年月日の記録がないが、大蔵省会計職員研修所、税務講習所、日本専売公社の嘱託で商法を講義した。

学生時代を含めると人生の重要な部分は一に一橋大学で過ごしたことになる(四七年に及ぶ)。学生時代にも辛酉事件の記念講演会あり、籠城事件を経て、大学に勤めた暁に白票事件が起こり、その後、様々な経験と試練を具さに味わってきた。元来内気な私をここまで支えて来たのは一橋の伝統と重厚な学風であり、また、愛校心でもあった。従って少数の、一橋の学風に同化しない人に対してはかなり強い批判もした。

歴史家トインビーはいみじくも「伝統とは本能の危険に対する防衛である」といった。私のいう「一橋の伝統」とはその学問的本能の侵害の危険に対する防衛に他ならない。

伝統は未来を投影指向するし、また未来を現在の中に体験する (das Eschatologische)。私なりに学生時代より今日まで講義と文献を通して本学の生んだ偉大な先学先輩の多くの輝かしき業績を広く熟読玩味し、また拝聴してきた。そして今日において得たものを要約すれば、「継受・比較的方法」ということになる。これからの私の学者としての余生は全くこの方法の具体的な適用にあると云える (例、「会社の計算」「継受・比較的方法より追及した社会化思想」「商法と会計監査」)。果して、私の所期の目的が達成されるか、(ここで、カミイユの次の言葉を引用して結びたい。

Nous savons que dans ce monde nous n'attendrons pas le but. Il nous suffit de connaître le voie. Albert Camus, Le Mythe de Sisyphe. (大意) この世ではわれわれは目的を達成できないことを知る。われわれは方法(道)を知るをもつて足る。一なほ Sisyphe, *Kivougos* は神話の人、地獄において山の頂上まで岩を転がし上げる罰を課され、もう一息の所で絶えずその岩が下に転がり落ちる)。

(昭和五〇年十二月 自叙)